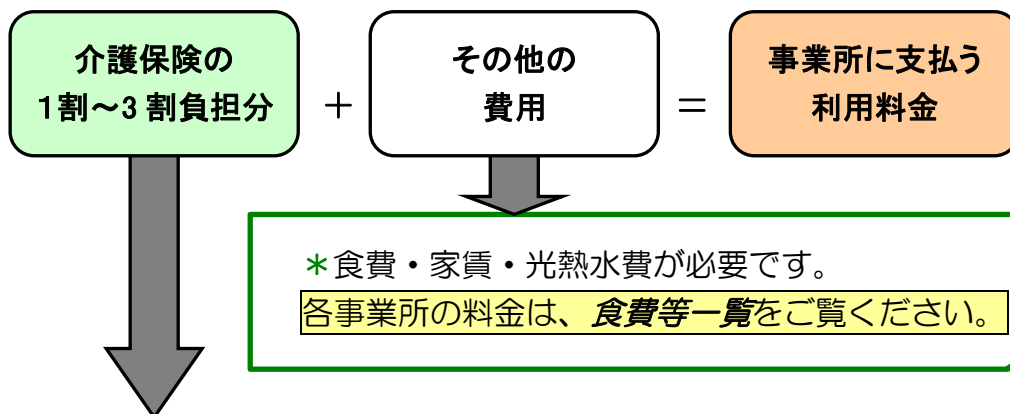


認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用料金について

サービスを利用するためには、次のような利用料金がかかります。

この他、おむつ代など、それぞれ自己負担をお願いするものもあります。



★要介護状態区分によって、1日ごとの料金が決められています。

※ 9割～7割部分については、介護保険から支払います。

※ 要支援1の方は利用できません。

要介護状態区分	例) 1割負担分(円)			
	1ユニットのグループホーム		2ユニットのグループホーム	
	1日あたり	1月あたり(31日)	1日あたり	1月あたり(31日)
要介護5	854	26,474	840	26,040
要介護4	837	25,947	824	25,544
要介護3	820	25,420	808	25,048
要介護2	797	24,707	784	24,304
要介護1	761	23,591	749	23,219
要支援2	757	23,467	745	23,095

① 入居一時金について

事業所によっては、入居時に、家賃のほかに入居一時金が必要となる場合があります。

償還や償却の考え方については、各事業所にお問い合わせください。

各事業所の料金は、**食費等一覧**をご覧ください。

② 初期加算について

入所した日から30日間は初期加算が追加されます。

1割負担分: 初期加算: 30円/日

③ 各種加算について(その1)

事業所ごとに、次のような加算が追加される場合があります。

各事業所の加算の状況は、**食費等一覧**をご覧ください。

* 夜間支援体制加算

⇒1ユニットにつき夜間及び深夜の時間帯を通じて1人の介護従業者を配置している場合に、これに加えて1人以上の介護従業者又は宿直勤務を行う者を配置した場合に加算されます。

1割負担分: 1ユニットのグループホーム 50円/日

2ユニットのグループホーム 25円/日

* 若年性認知症利用者受入加算

⇒若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。

1割負担分: 120円/日

* 医療連携体制加算(Ⅰ)

⇒次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。

1割負担分: 39円/日

条件: 24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行なわれ、また、重度化した場合の対応及び看取りに関する指針を整備して、その内容について利用者やその家族に内容を説明した上で、同意を得ていること。

* 看取り介護加算

⇒次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。

1割負担分: 144円/日(死亡日以前4日以上30日以下)

680円/日(死亡日前日及び前々日)

1280円/日(死亡日)

条件: 医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員などが共同して、利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

※短期入所の場合は加算されません。

③ 各種加算について(その2)

事業所ごとに、次のような加算が追加される場合があります。

各事業所の加算の状況は、**食費等一覧**をご覧ください。

* 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

⇒認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mの利用者が、次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。

1割負担分:3円/日

条件1:利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M)の占める割合が1/2以上であること。

条件2:認知症介護実践リーダー研修の修了者を配置していること。

* 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

⇒認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mの利用者が、次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。

1割負担分:4円/日

条件1:利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M)の占める割合が1/2以上であること。

条件2:認知症介護指導者研修の修了者を配置していること。

※短期入所の場合は加算されません。

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

⇒介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:18円/日

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

⇒介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:12円/日

* サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

⇒介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:6円/日

* サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

⇒介護職員の総数のうち勤続3年以上の者の占める割合が30/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:6円/日

④ 退居時相談援助加算について

⇒次の条件を全て満たす場合に加算されます。

1割負担分:400円/回(利用者1人につき1回まで)

条件1:利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅で居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用すること。

条件2:退居時に利用者及び家族に対して、退居後の居宅サービスや地域密着型サービス、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスなどについて相談援助を行うこと。

条件3:利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に退居後の居住地を所管する市町村及び老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供すること。

⑤ 短期利用について

空いている居室等を利用して、短期的にグループホームを利用することができます。

1つのユニットにおいて、1名まで利用可能です。

1回の利用が、30日以内の期間に限ります。

各事業所の対応状況は、**食費等一覧**をご覧ください。

* 認知症行動・心理症状緊急対応加算

⇒医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合に加算されます。

1割負担分:200円/日(入居を開始した日から7日まで)

※短期入所の場合のみ加算されます。